

# 家庭科通信

## ～よりよい生活のために～

●発行日／令和7年9月発行(令和7年度第2号)

●発行元／翔洋学園高等学校 家庭科 発行

スマートフォンやSNSを通じて、気軽にできる買い物やサービスの利用。その「簡単さ」が落とし穴になることもあります。2022年の「成年年齢引き下げ」以降、若者をねらった契約トラブルや、意図しない課金・定期購入などの被害が増えています。よくある事例をもとに、高校生が巻き込まれやすい消費者トラブルを知り、その回避法について学びましょう。

## 若者が巻き込まれやすいトラブル事例を知ろう！

### △マルチ商法の勧誘に気を付けて！

『マルチ商法』とは、商品やサービスを購入して会員となり、他の人を誘って入会させると、売り上げに応じて報酬が得られるという販売システムです。法律上は「連鎖販売取引」と呼ばれ、厳しく規制されています。

#### よくあるトラブル① 先輩からのもうけ話

先輩に誘われ飲食店に行くと、「このUSB教材を使えば誰でも簡単に儲けられる」と言われ契約した。契約後8日が過ぎた頃「友達を勧誘するように」とシステムの説明をされ、マルチ商法だと気付いた。



#### よくあるトラブル② SNSで誘うマルチ商法

SNSに「副業に興味はありませんか？」というコメントがあったので、興味を持ちセミナーに参加した。セミナーでは「稼げるノウハウを教える」といって、投資に関する教材の購入を迫られた。



#### マルチ商法トラブルの注意点

##### ①友人・知人からの勧誘でもきっぱり断る！

「お金がない」と断つても「借錢すればよい」などと言われて消費者金融等で借錢させられるケースも多いので、きっぱり断ることが大切です。

##### ②「誰でも儲かる」「すぐに元が取れる」と言われても鵜呑みにしてはいけません

顔見知りの知り合いから勧誘される以外にSNS等の普及により会ったこともない人から勧誘されるケースも見られます。

### △サブスクの契約に注意！

『サブスクリプションサービス(サブスク)』とは、音楽や映画、マンガ、アプリなどを毎月決まった金額を払うことで、好きなだけ利用できるサービスのことです。頻繁に利用する人にとっては便利な一方で、あまり利用しないと割高になったり、利用していくなくても自動継続で料金が発生したりするデメリットがあるので、注意が必要です。

#### よくあるトラブル① 無料体験のつもりが有料契約に

「〇ヶ月無料体験」と表示されていたが、自動で有料プランに移行し、数か月分の料金を請求された。



#### よくあるトラブル② 解約方法が分かりにくい

サブスクを解約しようとしたが、アプリからではできず、専用のWebサイトからしか手続きできなかった。結局、解約が遅れた分の料金も請求された。

#### サブスク利用時の注意点

##### ①申込み前に、無料・割引期間や解約方法を確認しましょう

多くの場合、解約しないと自動的に定額サービスに移行し支払いが続けます。サブスクは、解約手続きが複雑に設定されているケースが少なくないので、無料期間の契約をする前に解約方法を確認しておきましょう。

##### ②毎月、キャリア決済やクレジットカード等の支払明細を保護者の方と一緒に確認しましょう

解約したつもりでも、その後引き落としが続いているか、よく確認しましょう。



## △フリマアプリ正しく使えていますか？

最近、『フリーマーケットアプリ(フリマアプリ)』を使って、洋服や雑貨などを売り買いする人が増えています。使わなくなったものの売り買いが簡単にできて便利ですが、使い方を間違えるとトラブルになることもあります。

### よくあるトラブル① 偽ブランド品を購入してしまった

フリマアプリで高額のブランドバッグを購入したが、届いたものは正規品ではなかった。アプリの運営事業者に事情を伝えて返金を求めたが、「既に取引が完了しているので対応できない」との回答だった。

### よくあるトラブル② 商品が届かない

フリマアプリで購入する際、条件として商品受取前の出品者評価を求められ応じたが、商品が届かない。

#### フリマアプリ利用時の注意点

##### ① 購入前に出品画像や取引相手の評価を確認しましょう

➡商品の状態などに疑問がある場合は取引前に質問して疑問を解消しましょう。



##### ② 購入後は商品の状態を確認してから取引を完了させましょう

➡トラブルの多くは、購入者が商品の状態をよく確認しないまま、アプリ上で商品受け取りの通知をして取引が完了してしまい、後になって問題を見つけることで発生しています。

## もしもトラブルにあったらどうする？

まずは消費生活センターや消費者ホットライン188へ相談を！



#### ●消費者ホットライン 188(いやや)

全国どこからでも、3桁の電話番号「188」でご連絡ください。お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します。

電話番号

188(局番なし)

～困ったとき、そのままにしないで！！～

#### 解決方法

|                       |                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①未成年者取消権<br>(民法)      | 未成年者が単独で(親権者の同意なしで)契約を結んだ場合には契約を取り消すことができる。                                       |
| ②クーリング・オフ<br>(特定商取引法) | 消費者問題が発生しやすい販売方法(訪問販売・エステ・学習塾・マルチ商法など)については、一定期間、契約を解除できる。<br>(通常は8日間、マルチ商法は20日間) |
| ③消費者契約法               | 事業者の不適切な行為により結んだ契約は取り消すことができる。                                                    |

## ✓ 注意！クーリング・オフの落とし穴

「ネットショップでTシャツを買ったけれど『似合わない』と感じて、その後クーリング・オフできるの？」  
そんな疑問と一緒に考えていきましょう。

ネットショッピングではクーリング・オフできない！？



- ①ネットショッピングに法律上のクーリング・オフ制度はない。
- ②ただし、ネットショップ独自に、返品の可否や、その条件についてのルールを定めている。
- ③返品のルール(利用規約)を、注文前に必ず確認しよう。

#### 最後に～家庭科より～

2022年4月から「成年年齢引下げ」となり今年で3年目が過ぎました。契約に不慣れな若者が今後さまざまな契約に直面した時にどのように行動すればよいのかをしっかり学習し、事業者からの説明を鵜呑みにせず「批判的思考」をもって判断することが大切です。なぜ契約には法的拘束力が生じるのか、契約の取消しや無効、法定解除について学んでいくと、法律の考え方方が自然と身に付きます。若者に多い契約トラブル事例を知り、トラブルにあったきっかけや原因を考え、どのようにトラブルを回避できるのか、また被害にあった時の対処方法を今後も忘れず過ごして欲しいと思います。